

介護保険の制度改革の展望

～地域包括ケアシステムの構築で事業者に求められるものは～

介護保険制度が創設された2000年度から12年間で、要介護認定者数は、2.4倍と被保険者数(65歳以上)伸び率の1.4倍を遥かに上回る。さらにサービス利用者数は、3.4倍に増加しており、保険という互助的な機能は失われつつある。受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立が喫緊の課題となっている。

この様な状況の中、改めて社会保障に関する議論の経緯を簡単に整理する。
*詳細は本稿2章を参照

- ◆2010年より、①介護を含む社会保障の充実・安定化、②財政の健全化という、2大政策目標を同時に解決するための社会保障・税一体改革が議論された。
- ◆2011年、「社会保障・税一体改革成案」がとりまとめられ、医療サービス提供体制の制度改革、地域包括ケアシステムの構築、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化、給付の重点化等の改革の方向性が示された。
- ◆2012年、消費税増税関連法案の国会審議の過程で、3党合意により、社会保障制度改革の基本方針、社会保障制度改革国民会議の設置等を定めた社会保障制度改革推進法案が提案・成立した。この中で介護サービスの範囲の適正化や国民の保険料負担増大の抑制を視野に入れた介護サービスを確保することを介護保険制度改革の基本方針として示された。
- ◆2012年の11月からは、社会保障制度改革国民会議において、医療・介護等の改革についての検討が行われ、今年の8月6日に報告書がとりまとめられた。
- ◆2013年8月21日社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の骨子を閣議決定した。

今後は、秋の臨時国会で、社会保障制度改革の全体像及び進め方を定めた法案が提出される予定であり、介護分野については、2015年度を目途に施行する法律案を来年の通常国会に提出する予定で、現在、社会保障審議会介護保険部会において、具体的な制度設計について議論されている。

本稿では、前述のこれまでの検討経緯とその結果、介護保険制度を取り巻く状況、次期制度改革の基本的な考え方とその内容、そして、「今後、事業者求められるもの」まで触れている。そしてその中で、「今後の制度改革、報酬改定は、2025年にかけて数回行われるが、その大きい流れ、方向性は変わらない。今後の事業展開に当たっては、まず、この基本認識は必要だ」としている。

本稿が、事業者にとって有益な道しるべとなれば幸である。

(市川)

2013年10月11日

Healthcare note

(No. 13-16)

執筆者：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
片岡 佳和
(前 厚生労働省老健局総務課長)

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部